

マイナ保険証の4つのメリット

01 より良い医療を受けられる

過去のお薬履歴や特定健診の情報の提供に同意することで、自身の健康状態が医師や薬剤師に情報共有され、健康状態にあったより良い医療が受けられます。事故や災害時でも情報が共有されて安心です。



02 限度額適用認定証の申請が不要

医療費が高額になった時に今までは、限度額適用認定証の申請手続きが必要でしたが、マイナ保険証を利用すれば、申請手続きが不要となり、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。



03 確定申告時の医療費控除が簡単に

医療費の領収書を管理しなくてもマイナポータルで医療費通知情報の管理が可能です。また、マイナポータルとe-Tax（国税電子申告・納税システム）を連携することで自動入力できます。



04 安全な情報管理

マイナンバーカードを紛失しても、情報を引き出したり、直ちに悪用されることはありません。不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが自動的に壊れる仕組みになっているので安全です。



保険証廃止後の対応

保険証廃止後に保険者が切り替わった場合や、住所、負担割合などに変更があった場合は「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付します。

■ マイナンバーカードを持っていない方、マイナ保険証の登録をしていない方

従来の保険証と同様に医療機関を受診できる「資格確認書」が、加入している医療保険者より交付されます。交付時期については、各保険者にお問い合わせください。

■ マイナ保険証の登録をしている方

ご自身の健康保険の情報が記載された「資格情報のお知らせ」を交付します。マイナ保険証が利用できない医療機関を受診される場合は、マイナンバーカードと一緒に提示することで保険診療を受けることができます。

12月2日に現行の保険証は **廃止** され、

マイナ保険証 に一本化されます

マイナ保険証で よりカンタン! もっと便利に!

国の制度改正により、12月2日以降、現行の健康保険証は廃止され、新規発行が終了します。今後はマイナンバーカードを保険証として使用する「マイナ保険証」をご活用ください。発行済みの健康保険証は、保険証に記載の有効期限まで使用可能です。（社会保険など有効期限の記載がない保険証は令和7年12月1日まで使用可能です。）



マイナ保険証とは?
健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことです。マイナンバーカードを医療機関や薬局の受付のカードリーダーにかざすと、医療保険資格の最新情報をオンラインで確認することができます。

☎ ほけん課国保係 ☎ 585-2785

04 セブン銀行ATMで登録

マイナンバーカードと数字4桁の利用者証明用パスワードが必要です。



03 医療機関・薬局で登録

マイナ保険証の登録ができる町内の医療機関・薬局はこちらです。

【登録可能の町内医療機関・薬局】

公立藤田総合病院、村上医院、赤井畑歯科医院、ひまわりデンタルクリニック、国見歯科口腔外科、国見一心堂薬局、ふたば薬局藤田店、日本調剤国見薬局、保原薬局国見店、ウエルシア薬局伊達国見店、アイン薬局国見店

02 町の窓口で登録

ほけん課国保係と住民防災課戸籍係で登録することができます。（マイナンバーカードをお持ちください。登録には数字4桁の利用者証明用パスワードが必要です）



01 マイナポータルで登録

マイナンバーカードと数字4桁の利用者証明用パスワード、マイナンバーカード読取対応のスマートフォンが必要です。



登録方法は左記の4つがあります
ステップ2
保険証としての事前登録

次のいずれかの方法で申請

- 役場窓口で申請（住民防災課戸籍係）
- オンライン申請
- 郵送による申請



マイナンバーカードを
保険証にする方法
ステップ1
マイナンバーカードを作成